

第22期第1回山口県内水面漁場管理委員会
議 事 録

令和6年12月25日

山口県内水面漁場管理委員会

第22期第1回山口県内水面漁場管理委員会議事録

- 1 開催日時 令和6年12月25日（水） 午前10時28分～
- 2 開催場所 山口市滝町1番1号 山口県庁10階 漁業調整委員会室
- 3 招集者 山口県知事 村岡 嗣政
- 4 開催通知を 令和6年12月2日（月）
発した日
- 5 通知した議題
(1)議題
第1号議案 会長及び副会長の互選について
第2号議案 新規の許可又は起業の認可について（知事諮問）

(2)その他（報告事項）
なし。
- 6 出席者
(委員：8名)
岩本 憲慈、米村 義信、板垣 幸男、品川 石和、久保田 啓子、野川 顕秀、
藤井 祐司、荒木 晶、林 里織、西村 絵美
(県及び事務局)
農林水産部
部長 大田 淳夫
理事 秋山 公志

農林水産部水産振興課
課長 澁谷 賢司
主査 枝廣 直樹
技師 大谷 拓也

岩国・柳井・周南農林水産事務所 部長 南野 辰夫
山口・美祢農林水産事務所 部長 天社 こずえ
萩・長門農林水産事務所 部長 小村 光宏
下関水産振興局 局長 中村 圭吾
山口県内水面漁場管理委員会事務局 事務局長代理 吉中 強
書記 中元 佑香
- 7 付議事項及び審議結果
(1)議案
第1号議案 会長及び副会長の互選について

【結果】

荒木委員を会長に、米村委員を副会長に選任した。

第2号議案 新規の許可又は起業の認可について（知事諮問）

【結果】

特に異議はない旨、知事に答申することとした。

(2) その他（報告事項）

なし。

8 傍聴人 なし

9 審議の概要

吉中事務局長 皆さん、辞令交付式お疲れ様でした。定刻よりは早いですけど、皆様お揃いになりましたので、ただ今から第22期第1回山口県内水面漁場管理委員会を開催します。

代理

今回は、委員改選後の第1回目の委員会となりますが、まだ委員会の会長、副会長が選任されておりませんので、漁業法施行令第15条の規定に基づき、知事が委員会を招集した次第です。

まず本日の出席者についてご報告します。

本日は委員定数10名のうち、10名のご出席をいただいておりますので、漁業法第145条の規定に基づき、委員会が成立していることを報告いたします。

それでは初めに大田農林水産部長から挨拶を申し上げます。

大田農林水 皆様、改めまして、おはようございます。

産部長 農林水産部長をさせていただきます大田と申します。よろしくお願いいたします。

それではですね、開催に先立ちまして、一言ご挨拶をさせていただければと思います。

皆様方にはですね、先ほど知事の方から辞令の交付をしていただいたところなんですけども、この度の委員の就任につきましてはご快諾をいただきましたこと、改めて私の方からも厚くお礼を申し上げたいと思います。大変ありがとうございました。

これからですね、4年間、委員として務めていただくわけなんですけども、この委員会ではですね、漁業権の免許や遊漁規則の認可等に関する審議を始め、増殖目標量の設定など、内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関するそういったものへの対応を通じまして、本県内水面漁業の生産力の発展に向けた重要な審議等を行っていただくということで、皆様方には大変重要な役どころということをお願いをしたい

と思っております。

特にですね、令和２年度に漁業法が改正をされまして、資源管理の強化であったり 漁業権制度の見直しが行われております。

今後ですね、委員会の役割はますます大きくなっていくものと考えておりますので、皆様方のお力添えをですね、賜りますようお願いを申し上げます。県といたしましては、本県の内水面漁業を取り巻く厳しい環境を踏まえまして、県産優良あゆ種苗の安定生産、あゆの産卵場造成、かわうの食害対策などの取り組みを積極的に行いまして、内水面漁業が有する水産物の供給機能であったり、多面的機能が適切かつ有効に活用され、将来にわたって県民の皆さんがその恵みを受けることができるよう、ぜひ取り組んでまいりたいという風に考えております。

終わりになりますけども、どうか委員の皆様方にはですね、本県の内水面漁業の発展に向けまして格別のご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、冒頭の開催にあたってのご挨拶とさせていただきます。４年間、よろしくお願いいたします

吉中事務局長
代理

それでは、本日は第２２期の最初の委員会ですので、ご就任いただいた委員の皆様方から出席者名簿の順に自己紹介をお願いしたいと思います。

-----岩本委員から名簿順に自己紹介-----

吉中事務局長
代理

ありがとうございました。

続きまして、県、並びに事務局職員の紹介をさせていただきます。

-----名簿順に職員を紹介-----

吉中事務局長
代理

申し遅れましたが、私は内水面漁場管理委員会事務局で書記をやっております吉中と申します。

本日、事務局長であります向井が体調不良で欠席をしております。

以上を持ちまして職員の紹介は終わらせていただきます。今後ともよろしくお願いいたします。

大変恐縮ですが、ここで部長、理事は所用のため退席させていただきます。

-----部長、理事退席-----

吉中事務局長
代理

それでは議事に入りたいと思いますが、当委員会の議長は、委員会運営規程第４条第２項の規定に基づき「会議の議長は、会長をもって充てる」こととなっております。しかしながら現時点で会長、副会長とも決

まっております。

このため、最初に会長の互選について審議していただくための仮議長を選出していただきたいと思います。

事務局としては、従来の慣行に従いまして、委員のうち最年長の方に仮議長をお願いしてはと思いますがいかがでしょうか。

-----異議なしの声-----

吉中事務局長
代理

ありがとうございました。本日出席委員の皆様の中で、年長者に当たります岩本委員さんに仮議長をお願いいたします。それでは岩本委員さん、よろしくお願いします。

岩本仮議長

それでは、今、ご紹介いただきました最年長の岩本でございます。

会長が決まるまでの間、仮議長を務めさせていただきます。ご協力よろしくお願いします。それでは、座らせていただきます。

まず議事に入ります前に、本日の議事録署名人の指名をさせていただきます。

今日は、米村委員と久保田委員をお願いします。

それでは第1号議案「会長及び副会長の互選」について、事務局から説明してください。

大谷書記

事務局書記の大谷です。水産振興課の席に座っておりますが、書記の立場として説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。

資料の1ページをお開きください。第1号議案、会長及び副会長の互選について説明いたします。

まず1番、根拠法令についてですが、漁業法第173条において、内水面漁場管理委員会に会長を置くと定められております。また、会長は委員が互選することとなっております。

また、漁業法施行令第13条の第1項において、漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の会長は、それぞれ会務を総理し、会を代表することとなります。

第2項に関しまして、漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会について、会長が欠けた時または会長に事故があるときは、あらかじめ委員が互選した者がその職務を代理すると定められており、副会長に代理を行っていただく形となります。

続いて2番、過去2期の内水面漁場管理委員会の会長、副会長の状況についてですが、20期、21期ともに、会長については、水産大学の学識経験委員の酒井委員をお願いしております。副会長に関しましては、漁業者代表の米村委員をお願いしております。

つきましては、第22期の会長、副会長について、互選していただ

ればと思います。

よろしくお願いいたします。

岩本仮議長 ただ今、事務局の方から説明がありましたが、会長の選出について、どなたかご意見はございませんか。

野川委員 議長、今ご説明の資料を見させていただきますと、これまでも水産大学の学識経験委員さんに会長さんをお願いしておったようでございますことから、第22期におきましても、水産大学の荒木先生、荒木委員さんに会長をお願いしてはいかがでございましょうか。

岩本仮議長 ただ今、荒木委員を会長にとの推薦がございましたが、いかがいたしましょうか。

-----異議なしの声-----

岩本仮議長 異議なしということですので、会長は荒木委員さんをお願いをするということでよろしいでしょうか。

では、荒木会長、よろしくお願いいたします。それでは、会長が決定いたしましたので、これをもちまして議長の交代をさせていただきます。議事進行へのご協力、本当にありがとうございました。

荒木会長 ただ今、皆様のご推薦をいただき、第22期の内水面漁場管理委員会の会長を拝命いたしました荒木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

多くの課題を抱えております内水面漁場管理委員会の会長という大役を果たすために、微力ながら精一杯努めさせていただきたいと思っておりますので、皆様方のご協力をお願いしたいという風に思います。簡単ではございますけれども、就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速ですけれども、引き続き副会長の選出をお願いしたいと思います。

いかがいたしましょうか。

野川委員 議長さん、よろしいでしょうか。

副会長さんにつきましては、会長さんに不都合がありました際に会長さんを補佐する立場でございますことから、会長さんの方から指名をされてはいかがでございましょうか。

荒木会長 ただ今、野川委員から会長から指名したらどうかというご発言があり

ましたけれども、皆様、それでよろしいでしょうか。

-----異議なしの声-----

荒木会長 ありがとうございます。それではですね、この第22期の前、第21期でも副会長を務めてこられ、現場にも精通して経験豊富な米村委員さんに副会長をお願いしたいと思います。

 米村委員さん、よろしいでしょうか。

 皆さんもよろしいでしょうかね。よろしく願いいたします。

 それでは、副会長は米村委員さんに決定いたします。では、米村委員さん、副会長の席をお願いいたします。

米村副会長 ただ今、荒木会長からご指名をいただきました、第22期の内水面漁場管理委員会の副会長を拝命いたしました米村でございます。

 漁業につきましてはもちろんでございますけれども、先ほど申し上げましたように、全国的に、今、内水面はどういう形になっているのだというのが経験上ある程度分かっておりますので、その辺も踏まえて会長の補佐を十分やっていきたいと思います。

 また、皆様が円滑なる議論ができるように努めたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

荒木会長 米村副会長さん、ありがとうございました。それではですね、続きまして、第2号議案、「新規の許可及び起業の認可について」を上程いたします。事務局の方から説明をお願いいたします。

中元書記 事務局書記の中元です。お手元の第22期第1回山口県内水面漁場管理委員会資料の3ページをお開きください。

 令和6年12月10日付けで山口県知事から当内水面会長あてに諮問がなされています。説明は水産振興課からお願いします。

大谷技師 水産振興課の大谷です。座って説明させていただきます。

 資料の4ページをお開きください。

 漁業の許可をするときは、制限措置や申請期間について、内水面漁場管理委員会の意見を聞いた上で公示し、許可をすることとなっております。

 本日は、1件の許可についてご審議のほどをお願いいたします。

 まず、1番の制限措置についてになります。

 厚狭川漁協から要望が上がっているものになります。漁業種類は、たも網を使用するうなぎ稚魚漁業です。

 許可または起業の認可をすべき漁業者の数は1、操業区域は、次の5

ページをご覧ください、山陽小野田市厚狭川工業用水潮止堰下流端から下迫橋上流端までの厚狭川としています。

4 ページに戻っていただいて、漁業時期としましては、2 月 1 日から 4 月 3 0 日までとなっております。

漁業を営む者の資格として、内共第 9 号共同漁業権の漁業権者で、かつ内共第 9 号の共同漁業権に基づく漁場の区域で、うなぎ増殖行為のため、うなぎ稚魚、全長 2 0 センチメートル以下のうなぎを採捕する漁業協同組合としています。

2 番、許可を申請すべき期間は、令和 6 年 1 2 月 2 6 日から令和 7 年 1 月 2 5 日までの 1 カ月としています。

3 番、許可の有効期間は、令和 7 年 2 月 1 日から令和 8 年 1 月 3 1 日までの 1 年間としています。

漁業の時期を 2 月 1 日から 4 月 3 0 日までとしておりますので、実際に漁業する時期はこの時期となります。

次に 4 番、許可の条件です。

(1) 採捕したうなぎの稚魚、全長 2 0 センチメートル以下のうなぎは、共第 9 号の漁場内に放流しなければならない。

(2) 3 k g を超えてうなぎの稚魚を採捕してはならない。

(3) 裏面に記載した漁業従事者以外の者を当該漁業に従事させてはならない。

と付す予定です。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

荒木会長 ただ今、事務局の方から説明がございましたけれども、本件に関しまして、どなたかご意見とかご質問等はございませんでしょうか。

品川委員 いいですか。はい。許可のことについては全く問題はなく、賛成なんですけれども、山口県の内水面でしらすうなぎの採捕をされている他の漁協さんがあるのかどうか、ちょっと事務局にお尋ねしたいんですが、

大谷技師 他の漁協さんでこのうなぎ稚魚漁業の許可を受けている漁協はありません。

品川委員 ということは、この山陽小野田市の厚狭川漁協が初めてということなんですか。

大谷技師 そうです。

品川委員 わかりました。

枝廣主査 水産振興課 枝廣です。ちょっと補足させていただきますけれども、このうなぎ稚魚漁業の許可については、さきほどの大田部長の挨拶の中であつたように令和２年に漁業法が改正されまして、その時からですね、許可をしております。

その法改正の前からですね、いわゆるこの汲み上げ放流というような形ですけども、堰堤の手前でうなぎの稚魚を汲み上げてその上流に放流しているというんですけど、そういった実態はあつたんですけども、令和２年の漁業法改正後ですね、こういった行為が漁業に位置付けられると、漁業の一環であるという風に国の方から解釈が示されまして、で、このうなぎ稚魚の許可が必要であるというふうに制度が変更されましたので、それ以降は、毎年ですね、許可の方、委員会にお図りして対応させていただいています。

品川委員 分かりました。ありがとうございます。

荒木会長 よろしいでしょうか。その他、ございませんでしょうか。

-----質問等なし-----

荒木会長 よろしいですか。では本件に関しまして採決したいと思います。
第２号議案について、特に異議はない旨の答申をすることとしてよろしいでしょうか。

-----異議なしの声-----

荒木会長 全員異議なしと認めます。第２号議案については、特に異議はない旨答申をすることといたします。ありがとうございました。
本日の議題は以上ですけども、事務局の方から何かございますか。

大谷書記 事務局書記の大谷です。この後、委員連絡協議会の総会を開催いたします。

その後、新任の委員さんも多いということですので、内水面に関して研修会という形でご説明をしたいと思います。
よろしくお願いします。

荒木会長 ありがとうございます。
事務局から報告も終わりましたが、委員の皆様におかれましては、全体を通して何か ご意見とかご質問はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

品川委員 ちょっといいですか。別に関係ないんですけど、大変、クリスマスの
25日に出席させていただいてありがとうございます。大変ご苦勞され
たと思うんですが、内水面のこの期末は、普通は大体4月、3月末で期
末なんですが、これは昔からこういう12月が末期なんでしょうか。

澁谷課長 任期はですね、年度ではなくてですね、11月末までが内水面漁場管
理委員会の委員の任期なので、ちょっとクリスマスになりましたけどー
。

品川委員 はい、わかりました。じゃ、ずっと昔からなんですか。

澁谷課長 もうずっと任期は変わっておりません。

荒木会長 はい。他にございませんか。

はい、特にいないようですので、それではですね、以上で本日の委員
会を終了したいと思います。

慎重なご審議、どうもありがとうございました。

(11:00 終了)

上記のとおり第22期第1回山口県内水面漁場管理委員会の議事の経過及びその結果を
明確にするために、この議事録を作成し議長及び出席委員2名が署名押印した。

令和 年 月 日

議 長

議事録署名人

議事録署名人